

特定健康診査等実施計画書

大阪自転車健康保険組合

平成20年2月

背景及び趣旨

我が国は国民皆保険のもと世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかし、急速な少子高齢化や国民の意識変化などにより大きな環境変化に直面しており、医療制度を維持可能なものにするために、その構造改革が急務となっている。

このような状況に対応するため、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、保険者は被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査(特定健康診査)及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導(特定健康指導)を実施することとされた。

本計画は、当健康保険組合の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めるものである。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律第 19 条により、5 年ごとに 5 年を一期として特定健康診査等実施計画を定めることとする。

大阪自転車健康保険組合の現状

当健康保険組合は、自転車部品製造等の金属加工を主たる業とする事業所が加入している健康保険組合である。

平成 18 年度の事業所数は 78 で、大阪府、兵庫県、奈良県、熊本県に所在するが、約 96%が大阪に所在している。

ただし、支店や営業所及び工場が全国に点在しており、大阪近郊に在勤している被保険者は 82%、その他地域の在勤者は約 18%であり、また、大阪近郊以外に居住する 40 歳以上 74 歳未満の被扶養者は、19%となっている。

加入事業所は、中小事業者が多く、被保険者 20 人未満の事業所が全体の 60%を占め、1 事業所当りの平均被保険者数は、約 50 人となっている。

当健康保険組合に加入している被保険者の平均年齢は、男性 43.43 歳、女性 42.94 歳、平均 43.34 歳であり、男女別被保険者の割合は、男性が約 82%と非常に高く従って平均年齢も高い。

健康診断については、大阪府と近隣の県在住の者及び山口県、熊本県在住の者は、当健保組合と委託契約締結している健診機関で健診車による巡回健診を行っている。又、当健保組合と委託契約を行っている病院及び健診機関は大阪府下 8 ケ所、山口県下 3 ケ所、熊本県下 2 ケ所、計 13 ケ所において個別に受診が可能である。

平成 18 年度の健康診断の受診者は巡回健診で被保険者 2,866 人、被扶養者 2 人、委託契約機関等で、被保険者 583 名、被扶養者 85 名の合計 3,536 名(内訳は被保険者 3,449 名、被扶養者 87 名)で、健診受診者に対する巡回健診の割合は、81%となっている。

特定健康診査等の実施に関する基本的な事項

1 特定健康診査等の基本的考え方

日本内科学会等内科系 8 学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能であり、発症した後でも血糖、血圧をコントロールすることにより重病化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や、体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。

2 特定健康診査等の実施に係る留意事項

当組合の被扶養者について、パート労働等により労働安全衛生法に基づく定期健康診断等を受診している時はそのデータを受領し、当健康保険組合が主体となつて行う特定健診のデータとともに管理する。

3 事業者が行う健康診断及び保健指導との関係

従来から事業者健診を代行していたことから、当健保組合が主体となつて行う(委託を含む)。

事業者が健診を実施した場合は、当健保組合はそのデータを事業者から受領する。健診費用の一部は、事業者が負担する。

4 特定保健指導の基本的考え方

生活習慣病予備群の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援することにある。

達成目標

1 特定健康診査の実施に係る目標

平成24年度における特定健診の実施率を73.7%以上とする。

この目標を達成するために、平成20年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

目標実施率 (%)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	国の参酌標準
被保険者	80.0%	82.0%	85.0%	88.0%	90.0%	-
被扶養者	35.0%	38.0%	40.0%	43.0%	45.0%	-
被保険者+被扶養者	63.7%	66.0%	68.6%	71.6%	73.6%	70.0%

2 特定保健指導の実施に係る目標

平成24年度における特定保健指導の実施率を45.0%以上とする。

この目標を達成するために、平成20年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

目標実施率

被保険者 + 被扶養者

(人)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	国の参酌標準
40歳以上の対象者（人）	2,237	2,331	2,437	2,557	2,642	-
特定保健指導対象者数 （推計）	1,253	1,072	1,048	997	1,031	-
実施率（ % ）	31.8%	37.9%	41.5%	44.0%	46.5%	45.0%
実施者数	399	406	435	439	479	-

大阪近郊地域の被保険者については、当健保組合の保健師で行なう。処理能力を超えた場合は保健指導を委託する。

被扶養者及び遠隔地の者については、いつでも保健指導ができるように、委託先を増やしていく。

3 特定健康診査等の実施の成果にかかる目標

平成24年度において、平成20年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率を10%以上とする。

特定健康診査の対象者数

1 対象者数

特定健康診査

被保険者

(人)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
対象者数(推計値)	2,240	2,250	2,260	2,270	2,280
目標実施率(%)	80.0%	82.0%	85.0%	88.0%	90.0%
目標実施者数	1,792	1,845	1,921	1,998	2,052

被扶養者

(人)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
対象者数(推計値)	1,270	1,280	1,290	1,300	1,310
目標実施率(%)	35.0%	38.0%	40.0%	43.0%	45.0%
目標実施者数	445	486	516	559	590

被保険者 + 被扶養者

(人)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
対象者数(推計値)	3,510	3,530	3,550	3,570	3,590
目標実施率(%)	63.7%	66.0%	68.6%	71.6%	73.6%
目標実施者数	2,237	2,331	2,437	2,557	2,642

特定保健指導の対象者

被保険者 + 被扶養者

(人)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
40歳以上対象者(受診者)	2,237	2,331	2,437	2,557	2,642
動機付け支援対象者 対受診者(%)	850 38.0%	699 30.0%	682 28.0%	639 25.0%	661 25.0%
実施率(%)	35.0%	42.0%	45.0%	48.0%	50.0%
実施者数	298	294	307	307	331
積極的支援対象者 対受診者(%)	403 18.0%	373 16.0%	366 15.0%	358 14.0%	370 14.0%
実施率(%)	25.0%	30.0%	35.0%	37.0%	40.0%
実施者数	101	112	128	132	148
保健指導対象者計	1,253	1,072	1,048	997	1,031
実施率(%)	31.8%	37.9%	41.5%	44.0%	46.5%
実施者数	399	406	435	439	479

特定健康診査等の実施方法

(1) 実施場所

特定健診は、当健保組合と委託契約締結している健診機関及び健診車による巡回で行う。

特定保健指導は、当組合の保健師が巡回による指導及び保健指導を行なえる機関に委託する。

(2) 実施項目

実施項目は、標準的な健診、保健指導プログラム第2編第2章に記載されている健診項目とする。

(3) 実施時期

実施時期は、通年とする。

(4) 委託の有無

ア．特定健診

被保険者・被扶養者が遠隔地にいる場合等は、代表医療保険者を通じて健診機関等の全国組織との集合契約を結び、代行機関として社会保険診療報酬支払基金を利用して決済をおこない全国での受診が可能となるよう措置する。

イ．特定保健指導

被保険者・被扶養者が遠隔地にいる場合等は、標準的な健診、保健指導プログラム第3編第6章の考え方にに基づきアウトソ - シングする。また、代行機関として社会保険診療報酬支払基金を利用して決済をおこない全国での利用が可能となるよう措置する。

(5) 受診方法

大阪近郊の被保険者の場合は、原則事業者が当健保組合が委託契約をしている健診機関の健診車による巡回健診を利用する。事業者は、健保組合へ受診者数等の申込みを行う。日時については、健保組合で定めそれに基づき特定健診を受ける。

また、特定保健指導については、当組合の保健師による巡回指導及び利用券により委託機関において保健指導を受ける。

遠隔地及び被扶養者の場合は、当組合が被保険者・被扶養者のうち特定健診等対象者の受診券・利用券を事業者を通じ対象者に送付する。

当該被保険者・被扶養者は、受診券又は利用券を健診機関等に健康保険被保険者証とともに提出して特定健診を受診し、特定保健指導を受ける。

特定健診を受診する際の窓口負担は、800円とする。ただし、規定の実施項目以外を受診した場合はその費用は受診者の負担とする。

(6) 周知・案内方法

周知は、当健保組合の機関誌等に掲載するとともにホ - ムペ - ジに掲載を行う。

(7) 健診デ - タの受領方法

健診デ - タは、契約健診機関から代行機関を通じて電子デ - タを随時受領して、当組合で保管する。また、特定保健指導について外部委託先機関実施分についても同様に電子デ - タで受領するものとする。なお、保管年数は当組合が実施した分も含め、5年とする。

(8) 特定保健指導対象者の選出の方法

特定保健指導の対象者については、数量の面から大阪近郊に居住する者から優先して選出する。また、効果の面からは、40歳代の者から優先して選出する。

個人情報の保護

当健保組合は、大阪自転車健康保険組合個人情報保護管理規定を遵守する。

当健保組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

当健保組合のデ - タ管理は、常務理事とする。

外部委託する場合は、デ - タ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

特定健診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、各事業所にパンフレットを送付するとともに、機関誌やホ - ムペ - ジに記載する。

特定健診査等実施計画の評価及び見直し

当計画については、毎年健康管理委員会において見直しを検討する。

また、平成22年度に3年間の評価を行い、目標と大きくかけ離れた場合その他必要のある場合には見直しする。

その他

当健保組合に所属する保健師等については、特定健診・特定保健指導等の実践教育のための研修に随時参加させる。